

令和6年3月18日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、ワールドスポーツボクシングジム（以下「ワールドスポーツジム」という）所属ボクサーである斉藤 晶子（ライセンスNo.50014）選手を令和 6 年 3 月 17 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： ワールドスポーツジム斉藤 晶子選手は、令和 6 年 3 月 18 日の試合の前日計量において 800g 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は斉藤 晶子選手を令和 6 年 3 月 17 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、ワールドスポーツジムのマネージャーである天野 欽二（ライセンス No.22550）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、天野 欽二が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション